

みなさんのご意見をお寄せください

犯罪のない安全で安心なまちづくりへ



平成16年に鳥取市でおこった犯罪件数(刑法犯認知件数)は2,923件(鳥取県警察犯罪統計資料より)で、前年と比べ386件(11.7%)減ったものの、自転車盗・車上ねらい(自動車の中のを盗む犯行)といった市民に身近な街頭犯罪や空き巣ねらいなどの侵入窃盗は、依然として多発しています。

このような中で鳥取市は、市民一人ひとりが安心して生活できるまちづくりをめざすため、昨年度「鳥取市安全・安心まちづくり検討委員会」を設置し、「防犯組織体制のあり方」、「安全・安心まちづくりに向け取り組む事業」および「条例の制定」について、協議・検討を重ねてきました。この結果を踏まえてこのたび、市民のみなさんとの協働により犯罪のおこりにくい地域社会を実現するための指針とする条例(案)の骨子がまとまりましたので、その内容を市民のみなさんにお知らせしてご意見をうかがい、市民の声を反映させたいと考えています。



ご意見のあて先はこちらです

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置場所 ▶市役所本庁舎1階総合案内所 ▶市役所本庁舎4階危機管理課
▶市役所駅南庁舎1階総合窓口
鳥取市ホームページにも掲載しています。(アドレスは表紙下段)

提出期限 7月8日(金)

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎危機管理課 ☎(0857) 20-3127・FAX(0857) 20-3040・電子メール kikikanri@city.tottori.tottori.jp

みなさんのご意見お待ちしています！



危機管理課 堀 課長

委任	表彰	育成および支援	重点地区への支援	重点地区の指定	重点地区の指定	協働による安全で安心なまちづくり	土地所有者の責務	事業者の責務	
・条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることができる	・市は、安全で安心なまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる	・市は、防犯活動を行う団体の育成と、活動に対する必要な支援をおこなうことができる	・市は、重点地区で実施する活動に対して、必要な支援を行うことができる	・市は必要と認めるときは、自主防犯活動重点地区を指定することができる	・重点地区の指定に当たっては、警察署と協議する	・市民などは、安全で安心なまちづくりを推進するため、協働して犯罪の未然防止のための地域活動に取り組むよう努めること	・市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策への協力	・所有する土地、建物または工作物にかかる安全および安心の確保に努めること	・事業活動の安全および安心を確保するための必要な措置を講ずる努力